

福岡県気候変動適応センター及び地域気候変動適応計画について

1 背景

＜気候変動に関する県民の関心の高まり＞

- ・ 集中豪雨による災害の増加や、熱中症・感染症など健康面への影響、農作物の収穫量や品質への影響など、地球温暖化の影響について県民の多くが不安を持っている。
（「県政モニターアンケート」平成 29 年 7 月実施）

【不安に思う地球温暖化の影響(ベスト5)】	
集中豪雨による災害の増加	243
熱中症や感染症などの健康面への影響	154
農産物の収穫量や品質への影響	126
気温上昇による動植物の絶滅	68
海面上昇による高潮被害の増加	56

※県政モニターアンケート結果(H29.7 n:352人)

＜新法の制定＞

- ・ 国は、農業・防災等の各分野における気候変動適応をさらに推進するため、「気候変動適応法」を制定（昨年 12 月 1 日に施行）。国の「気候変動適応計画」を策定するとともに、国立環境研究所に「気候変動適応センター」を設けた。
- ・ 同法では、地方においても、「地域気候変動適応計画」の策定と、「地域気候変動適応センター」（以下「適応センター」という。）の設置に努めることとされている。

2 適応センター設置の必要性

- ・ 平成 29 年 3 月に策定した「福岡県地球温暖化対策実行計画」において、省エネルギーなどの緩和策に加え「適応策」について盛り込み、(1) 農林水産業、(2) 水資源、(3) 自然生態系、(4) 自然災害、(5) 健康の各分野において、施策・事業に取り組んでいる。
- ・ 今後は、気候変動適応法が求める県の役割を踏まえ、県計画の内容について検証を行うとともに、本県の実情に応じた、より効果的、効率的な「適応策」を推進することにより、気候変動の影響による被害の防止・軽減に取り組む必要がある。
- ・ これらの推進にあたっては、気候変動の予測とその影響に関する専門的な情報、先進事例等を収集・整理し、各部局や市町村などの関係機関に提供していく体制の整備（適応センターの設置）が必要である。

3 対応方針

1 地域気候変動適応センター

福岡県保健環境研究所内に福岡県気候変動適応センターを 8 月 7 日に設置し、次の施策を推進する。

(1) 気候変動情報の収集・分析・提供

- ・ 福岡管区気象台及び国の「気候変動適応センター」とも連携しながら、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応策に関する情報や先進事例等を収集・整理・分析し、市町村、事業者、県民に提供する。

(2) 気候変動適応推進協議会の開催

- ・ 気候変動の影響や適応策について情報を共有するとともに、気象台や専門家からの助言を得て、県内における気候変動適応の推進を図るための協議会を開催する。
＜メンバー＞専門家（環境政策・災害対策・健康・自然生態系）、国立環境研究所、福岡管区気象台、県研究機関（農林業総合試験場、水産海洋技術センター）、県関係部局、政令指定都市・中核市

2 地域適応計画

- ・ 適応センター設置時期に合わせて、平成 29 年 3 月に策定した「福岡県地球温暖化対策実行計画」を適応法に基づく地域適応計画として位置づける。
- ・ 県内の気候変動の予測・影響等に関する調査や市町村・事業者団体からの情報収集、上記協議会からの助言等を踏まえ、適応策を検証し地域特性に応じた施策を検討・実施。
- ・ 「福岡県地球温暖化対策実行計画」の改定時期にあたる令和 3 年度に新たな地域適応計画を策定。

4 適応センター設置による効果

- ・ 本県の地域特性（気候・地形、主要農林水産物、人口分布等）に応じた気候変動やその影響に関する情報（現状・予測）を、県及び関係機関が情報共有することにより、効率的・効果的な適応策の検討・推進が可能となる。
- ・ 気象台との連携、専門家からの助言により、適応策の検証と施策への反映が期待できる。
- ・ 気候変動及び適応に関する情報を、市町村、事業者、県民に提供することにより、これら各主体による適応策の推進が期待できる。

＜福岡県気候変動適応センターの役割と機能のイメージ＞

